

入校を希望する方には、障がいの程度・能力に合わせた訓練科目を選択できるよう個別相談を行っています。

午前の部

9時30分から

午後の部

13時30分から

※寮見学を含め概ね2時間程度。

※土・日曜日、祝日および夏期・冬期休日中は除く。

・相談の際、障害者手帳をお持ちの方はご持参ください。

事前に申し込みが必要です。希望される方は下記連絡先（開発校）までお問い合わせください。

- 訓練の内容
- 応募・選考方法
- 入校にかかる経費
- 寮生活などについて

障がいのある方のための職業訓練

北海道障害者職業能力開発校

Hokkaido Career Development School for the Disabled

建築デザイン科 7月生・10月生

訓練生募集

応募から入校までのながれ

1. 応募手続き

応募の手続きに関する書類は、ハローワークにあります。
※居住地を管轄するハローワークで求職登録を行ってください。
登録時に障害者手帳、または障がい者であることを証明する書類等が必要となります。

2. 書類提出

求職登録したハローワークに提出してください。
提出書類 ①入校願書 ②健康診断書

●7月生 令和8年5月12日（火）から
令和8年6月18日（木）まで

●10月生 令和8年7月24日（金）から
令和8年8月24日（月）まで

3. 入校選考

学力試験（国語および数学）と、面接を行います。

●7月生 令和8年6月25日（木）

●10月生 令和8年9月 3日（木）

4. 合格発表

合格者の受験番号を本校掲示板とホームページに掲載し、本人宛に通知します。

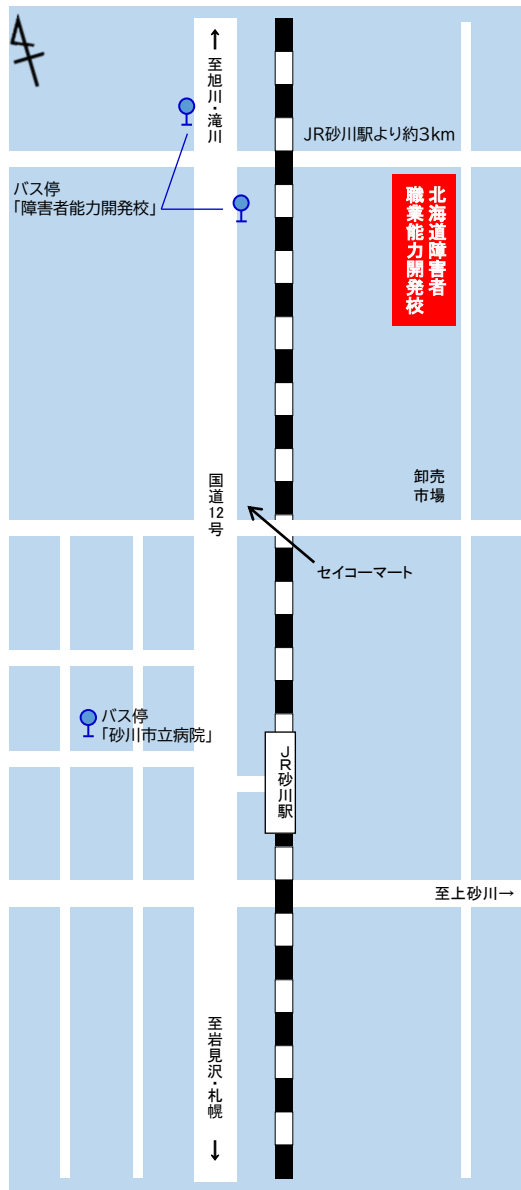
●7月生 令和8年6月 26日（金）

●10月生 令和8年9月 4日（金）

5. 入 校

●7月生 令和8年 7月9日（木）

●10月生 令和8年10月1日（木）



北海道障害者職業能力開発校

〒073-0115 砂川市焼山60番地

TEL 0125-52-2774

FAX 0125-52-9177

URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssk/>



※職業能力開発促進法に基づいて設置された施設のため、本校を修了しても、学校教育法に基づく大学への編入はできません。

身体障がい・精神障がい・発達障がいのある方対象

建築デザイン科

6か月訓練
募集定員10名

訓練内容

木造建築を主体とした建築物の骨組みや間取り、配置などの基本的な建築の知識とCADの操作方法、各種図面の製作技法を学び、自分の考える生活空間を図面に表現する技術・技能を習得します。

主なカリキュラム

【学科】165時間 【実技】530時間

- | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 学
科 | ●建築概論 | ●安全衛生 | ●建築製図 | ●建築設計 |
| | ●建築構造 | | ●建築計画 | |
-
- | | | | |
|--------|-----------|------------------|------------|
| 実
技 | ●機械操作基本実習 | ●木造建築設計実習 | ●鉄骨造建築製図実習 |
| | ●安全衛生作業法 | ●鉄筋コンクリート造建築製図実習 | |



■機械操作基本実習
コンピュータの基本操作から始まり、初歩的なCADの操作を学んでから各種図面の作成をします。



■木造建築設計実習
木造建築の骨組や構成を学び、各種図面の製作や住宅を主体とした小規模建築物の設計を行います。

目標とする資格取得

- 建築CAD検定試験

初めてのCADから図面のエキスパートへ

未経験でも訓練は初歩から始めるので安心して学べます。6か月でCADや建築に関するスキルを身に付けるように一人ひとりをサポートします。

主な仕事・就職先

- ハウスメーカーや建築会社などで図面作成や設計補助としての仕事があります。
- CADオペレーター
 - 設計補助

募集内容

- 訓練科名 建築デザイン科 (7月生・10月生)
- 訓練期間 6か月
・7月生：令和8年 7月9日(木)～令和8年12月24日(木)
・10月生：令和8年10月1日(木)～令和9年 3月17日(水)
- 訓練時間 9時00分～16時15分 土日祝日は休みです。
- 募集定員
・7月生：5名
・10月生：10名(7月生の入校状況により変動します)
- 募集対象 身体障がい、精神障がい、発達障がいのある方で、次の要件をすべて満たす方。
○職業的自立が見込まれる方で、就労意思のある方。
○就労に必要な知識・技能を習得する意思のある方。
○障がいの症状が固定している方(障がいが安定しており継続して訓練可能な状態)で、集団生活に支障のない方。
- 応募資格 ●学校教育法における高等学校または特別支援学校高等部等を卒業した方、もしくは、これと同等以上の学力を有すると認められる方。
※職業能力開発促進法施行規則第10条第1項の要件は、必要に応じ入校試験の結果などに基づき判断します。
●身体障害者手帳、または精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方。

身体、精神、発達障がい以外の障がいのある方、または手帳をお持ちでない方はご相談ください。

安心のサポート体制

看護師やソーシャルワーカー(精神保健福祉士)によるサポートなど、安心して過ごせる学びの環境を提供します。

<h3>看護師が常駐</h3> <p>(訓練日の8:45～17:30) 校内の保健室には看護師が常駐しており、体の不調などに対応します。</p>	<h3>こころサポート</h3> <p>週に3回、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を利用できます。 訓練や寄宿舎を含む生活の悩みなど、さまざまな相談に対応します。</p>	<h3>校舎直結の寄宿舎</h3> <p>遠隔地にお住まいの方などのために、校舎と直結した寄宿舎が併設されています。 <small>※入寮にあたっては、「薬の服用、身の回りの管理が自己責任でできること」等の要件がありますのでお問い合わせください。</small></p>
--	---	---

<h3>入校に係る費用</h3> <p>授業料は無料です</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入校経費 15,000円程度 <small>・教科書 ・訓練生総合保険</small> ●寮費(入寮希望者のみ) 65,000円 <small>【内訳】食費：36,000円 管理費：29,000円</small> <p><small>※金額は物価や人数などで変動することがあります。</small></p>	<h3>受講支援の制度</h3> <p>公共職業安定所長の「受講指示」を受けて入校するときは「訓練手当」の支給対象や「雇用保険」の給付期間が延長になる場合があります。 また、これらを受給されない方で、一定の要件を満たすことにより「職業訓練受講給付金」の支給対象となる場合があります。 ※詳しくは、ハローワーク(公共職業安定所)にご相談ください。</p>
---	--